

Title	幕末貨幣問題に關する若干の史料(中) : ブリユー・ブックを中心として
Sub Title	
Author	高橋, 碩一(Takahashi, Shinichi)
Publisher	三田史学会
Publication year	1939
Jtitle	史学 Vol.17, No.3 (1939. 4) ,p.105(445)- 136(476)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19390400-0105

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

幕末貨幣問題に關する若干の史料(中)

——ブリュール・ブックを中心として——

高橋 礪 一

目次

- 一、まへがき
- 二、文久遣歐使節の貨幣問題折衝
- 三、ブリュール・ブック『日本通貨』
 - 第一報告及同封書類(以上前號)
- 第二報告
 - 第三報告及同封書類(以上本號)
 - 第四報告及び添附書類
- 四、文久以後の貨幣問題折衝
- 五、あとがき

日本通貨に關する第二報告書

一八六三年二月十八日

大藏省に於て

閣下

昨年十二月二十四日附の余の報告後、余の知ることを得た、日本の通貨の現狀に更に光明を投げかけんとする諸種の事情を閣下に提出するを以て

至當なりと考へる。
さり乍ら余は第一に余の前報告の數節を引用するであらう。但しこれが正確か否かはなほ未解決の問題と思はれる。

日本の國內狀態に關しては曖昧なことが一般に傳へられてゐるのであるが、余は、相當しつかりした各方面の意見に従つて日本に於ては銀及金が

充滿して居ると推定する。過去に於て日本にはその兩金屬が夥しく産出されて居つたといふことは議論の餘地がない。併し乍ら余は、日本に於て支那人が通商する事を許されたる以後、その支那人の活躍たるや日本の通貨に重大な影響を與へ、而して最近に於ては支那から輸入されたる銀を以て日本の銀貨が作られてゐるといふ事を最近に至つて確かめた。

この意見は余が前回の報告に添附したモカッタ・ゴールズミッド商會によつて提供された覺書によつて支持されてゐる。該覺書によつて、一分銀は元來國産銀を以て鑄造されて居つたものが後には馬蹄銀により造られ、而して現在ではメキシコドルより造られて居ることが明かなのである。斯くして更にこの事が看取されるではないか。

即ち、一は日本に於ける銀鑛よりの産額が思はしくないか、他の一つは鑛山を採掘するよりもむし

ろ商業取引として輸入によつて銀を獲る方がより多く有利となつて來たか、の孰れかである。

銀の供給に對して日本が外國よりの輸入に依頼してゐる明白なる事實は銀貨と金貨との間の關係といふ問題に何等の影響はないであつて、この點に關しては余は既に閣下各位の御注意を喚起して置いたのである。

日本との條約締結以前の金に對する銀の過値、その條約の行使に伴ふその購買力の減額、通貨の結果的紛亂及び前報告に記載したる有害的結果等は余の所に集りたるその後の情報によれば、もはやそれ以上の混亂はない實狀である。

さりとはいへ、それは日本通貨の今後の調節に對して申出でらるべき方策に重大なる關係を有つものである。而して商業的效果に關しては條約第十條の規定が當を得ない政策であつたとする余の以前の見解を緩和するに至るであらう。

國產々物に對して銀貨の交換によつて行はれる交易は健全なる條件の下になされてゐるとは考へられない。しかし乍ら若しも銀が國內產物の一種として莫大な限度に達しないならば余の想像してゐたよりもその弊害は小さいであらう。

余の得たる情報に據れば、支那に於ては近年歐洲及アメリカの通商進展以後は彼等の銀鑛の活動を休止したる由である。それは恐らく、以前銀鑛に従事せしめてゐた勞働力を茶及び生絲の製産により有利に援はらしめる事が出来るといふ事、及び銀が彼等自身の鑛山からよりも茶及生絲等に對する交換に於てなほ安い率を以て獲得出来ることが發見されたことに歸せらるべきである。

同じ原因が支那人の代辦 (agency) に對して、日本に於けるその活動に間接的に作用したものと見られるであらうし且つこれらのことは一般問題に於て觀察を要するものとなる譯である。

余は余が前報告に記載したる所の、日本に於ける英國の間屋仲買業者が日本に於て英國製品の紹介を力めることに興味を持つて居らぬと云ふ一節を訂正せんとするものである。余は日本に於ける尊敬するに足り且つ勤勉なる一英國商人により該記載が誤りであることを確言された。

彼は、問屋仲買業者が日本人からその國の品を買ふと同じやうに日本人に賣つた品物に手数料をとる事も等しく彼等の利益であることが明白であると觀察し、そして彼は英國商人が茶、生絲等を購入する傾向がそれら品物の製産を刺戟し而して需要が供給を喚び起すの原則に於て勞力が今迄從事させられてゐた仕事から引きあげられて他の欲する職業に振り向けられねばならぬと主張して居つた。

これ等は自由貿易の自然にして且つ有利なる效果である。而してその報告者によつて語られて居

る如く、若しも外國人に日本の港が開かれたことによつて與へられたその國の產物を輸入することの大きな刺戟が既に彼の場合にあつてマンチエスター商品に對する需要を喚起したならば、そこに我々は我々の商業の順調なる經路を辿るであらうことが期待し得る。

商業の好ましからぬ條件を明らかにすべき諸點に關し、余は英國商人を非難すべき意圖は毛頭ない。余の見た限りでは彼等はこの件につき何等決定的な見解を有たぬらしい。併し乍ら彼等のあるものは少くともより多くの廣き見解を持して居ることを知つて満足を感じるのである。

さて余は日本の通貨の現在の狀態と云ふ本論に歸る。

條約第十條に據れば全ての外國貨幣は日本に於て通用せらるべしとなつてゐる。併し乍ら、各港を開いて後一年間の期間内日本政府は英國臣民に

對して英國貨幣と交換に日本の貨幣を、同じ種類の同じ量を、鑄直しの分割を取らずに供給すべしと規定してある。

後段の規定の目的は日本人が外國貨幣に不慣れであると考へられる期間内に於ける交換の媒介を規定するにあつたもので、これは一年の期間の經過後は、以前の支那の場合のやうに外國貨幣が流通するのであらうことが望まれてゐたのである*。

*余は余の前回報告に取り落された問題につき記せんとする。メキシコドルは諸取極の實際的には目標となつてゐたのであつた。併し乍ら條約が締りなく書かれて居つて、日本の貨幣とこの特種貨幣の交換については何等規定されて居らず、しかも英國貨幣の事だけが記載されて居つた。

同じやうに、合衆國の貨幣は日本貨幣と交換せらるべき貨幣として同國と日本との條約に規定されて居つた。

若しも大君政府が條約中のこの缺點に氣づいて居たならば彼等はメキシコドルと彼等の一分銀と同じ目方で交換すると云ふ要求を拒絶して居つたらう。而して條約は通貨の規定に關してはその實施の當初に於て既に死文となつてゐたに違ひない。

(原書註)

日本の貨幣と外國貨幣と交換することは斯様に
して一年の期間經過後中止された。そしてその以
後實施されてゐた唯一の取り極めは外國貨幣は日
本に於て同じ種類の日本貨幣と等しい目方で通用
せらるべしとする規定だけであつた。

後日惹起した困難を豫期して日本に於ける英國
公使は該國政府にメキシコドルの價值は一分銀三
個に等しい事を表示した刻印をメキシコドルに打
つ事をすゝめた。

この警告は採用されたものゝ効果がなかつた。
この刻印の打つてある貨幣は、日本貨幣と比較し
ての關聯價值の公定標識を有つて居らぬメキシコ
ドルと同様に日本の商人により拒絶された。

この外國貨幣に對する一般的拒絶は日本政府の
祕密命令の結果であつたと非難されるが、しかも
その主張には根據がないではない。

併し乍らその主張は直接證據を出すと言ふ譯に

はゆかないし、それに、如何なる條約上の約束で
も商人をして價值の疑はしいしかも馴染のない外
國貨幣を彼等の品物との交換にどうしても受取らせ
ると云ふ程無理強ひをすることは出来ないといふ尤も
らしく口先で頑張ることも出来よう。

このメキシコドルに對する支那人の毛嫌ひを、
これからお眼にかゝらなくてはならない難問題の
證明として書き添へよう。

支那の商業港の通貨の規則に關する支那皇帝の
布告はさつぱり効果がなかつた。支那人は慣れて
ゐる特殊なドルだけを通貨として受け入れるので
現在廣東で流通に無くてならぬ所の刻印付ドルは
交換に無疵のドルだけが通用してゐる支那の北方
の港では受けとられてゐない。

斯様な譯で、政府の命令の爲か、又は土着民の
毛嫌ひか、孰れにもせよメキシコドルは日本では
通用しなかつた。商人に彼等の受取ることを喜ば

ない通貨に對してその品物を賣らせようと言つても出来ない相談である。

條約第十條は今日に於ては結局無効であつた。

この事實を發見したる英國の使臣は彼等の日常を要する所の品を求めんとしても、使ふことの出来ぬ貨幣を彼等有つてゐると云ふ立場に置かれてゐることを知つた。

ルサフオード・オールコック卿は之が應急對策として彼に開かれたと考へられる唯一の有利なる方法に頼つた。

彼は大君政府に斯様なことを申し出した。即ち彼等の市場に於ける購入の爲支拂はれてゐる所の給料をばドルで支拂はれてゐる外交官並に領事館員はこれが對策を講ぜられざる限り日本に留り得ぬであらうと。而して更に彼は申し出て曰く、本國政府に照合する間、彼の外國人同僚達を含む外交官は鑄造料を含んだ率に於てドルを一分銀と造

幣局で交換して貰はねばならぬ、と。

この申出をなすに當つて彼は英國外交使節と領事館員の給料の總額を示した書類を提出した。この書類でドルを日本貨幣に替へる額がどの位で制限されるかの範圍を決定したのである。

日本政府はこの申出に同意し、申出の額迄外交官及領事館員に一分銀三百個を以て百ドルと交換することを承諾した。一分銀三百十一個を以て百ドルと等しとするから十この率は33 $\frac{1}{3}$ パーセントの造幣料を含んでゐる。

十余の前回報告に添附したモカッタ・ゴールズミッド商會の覺書を參照せられよ。(原書註)

(註) この外國使臣に對するドル引換の規定を日本側の史料によつて明らかにして置かう。

トルラル引替方規則

一、江戸在留ミニストル館内および神奈川岡士館内入用之爲一ヶ月毎貳千五百トルラルを壹分銀に吹替渡すべし

一、長崎箱館兩所コンシユル館入用之爲はまた一ヶ月壹千トルラル之割合を以三ヶ月毎に吹替渡すべし

一、其外不時渡來の軍艦乗組士官には毎日三トルラル宛水夫には壹トルラル宛各港役所於て引替渡すべし尤薪水食料等買入之分を別段引替不及事

右吹替之雜費を都々四分之償に定め引替方は是迄之通量目を以取斗ふべし

右之通取極先づ六ヶ月を限りで施行せんとす但トルラル相當之價を以て通用するを期とし期限の前に有りと雖停止するの理有べし

(續通信全覽類輯貨財門十七)

洋銀交換に關する雜件)

これと同じ取極めが他の條約列強の各代表者に迄擴張された。彼等は英國使節に許された所と同額のドルを一分銀と交換する事を許された。上記に余が觀察せる通り、その額は實際に英國職員に許さるべき給料の書類の通りに定められた。

他の國の場合に於ては領事が貰へる給料は英國

幕末貨幣問題に關する若干の史料(中)(高橋)

のそれよりは遙かに少額であつて、しかも彼等は商賣をすることを許されてゐたのであるから、造幣局からドルと引換へに引出すことを許されてゐる額と彼等の給料との差額は商業上有利な彼等の地歩を悪用して商業的活動に用ひられたであらう。これは或る種の正義觀を以てすれば、他の商人達によつて不當の壓迫と考へられてゐた。

自信を得た日本人は彼等自ら外國商人と話を附けることは何等差支へないと感じた。

條約の條件に基き造幣局では最早外國貨幣を以て日本貨幣と交換することを許さなくなつたが故に商人達はメキシコドルの改鑄に對して勝手な費用を取極める日本の役人の爲すがまゝになつてゐた。

最初是一分銀二百三十一個が百ドルに對する交換に與へられてゐた。(外國使用人には三百個と許されて居つたのに)。この事實がモカッタ、ゴ

ールズミッド商會の覺書に朦朧と記載されてゐる

「日本に於ける商業用通貨としては、百ドルにつき一分銀僅かに二百三十個である」と云ふ事に當るのである。

しかし乍らこの率も長くは續かなかつた。日本人は百ドルと交換に與へる一分銀の數を二百十個に減ずることを要求し出し、その後更に二百二個に減らすことを要求し出した。

この法外もなく高い銀貨鑄造料の結果は金の關聯値段に反動を來した。そして余の報告を受けたる所を以てすれば金の大量が支那人によつて日本へ最近輸入され、而して小判に鑄造せんが爲に造幣局へ持ち込まれた由である。

(註) この注目すべき情報に關し比較的目新しい史料として大阪駐在英國領事たりしパスクスミスの擧げた一八六三年度の神奈川、長崎及全日本の輸入表を次に引いておく。

一八六三年度神奈川港に於ける

輸出入概算書

ドルを五志として

各國別 輸入(英貨で) 輸出(英貨で)

英 六三五、七三一磅 二、一四九、二九一磅

蘭 七二、六七一 一七一、七三四

米 七〇、四五八 一六一、七〇二

普 一九、七一二 九五、一七七

佛 一〇、一七六 四六、七八九

露 二、三九八 一三、八一〇

合計 八一、一四六 二、六三八、五〇三

上記兩見積額の輸出入合計高

三、四四九、六四九磅

北京金塊の輸入

二二五、三五二

該年度に於ける日本への英國汽船の賣上高

一七五、〇〇〇

合計 三、八五〇、〇〇〇磅

長崎に於ては同年度分に、領事は輸入の實際價值として一、四二一、八八五弗と見積つた。これには日本による船舶購入費五七〇、〇〇〇弗及び支那人ギルド

による北京金塊の輸入額三二、〇〇〇弗が算入さるべきだから即ち合計は二、〇二三、八八五弗となり弗を五志として五〇五、九七一磅となる。輸出は一、三八八、〇七一弗即ち三四七、〇〇〇磅と計上されてゐる。結局一八六三年度の全日本の計數は左記の如くなる。

横濱	輸入	輸出	合計
	磅	磅	磅
一般商品	八二、一四六		
北京金塊	三五、三二		
船舶	一七五、〇〇〇		
	一、二二、四九七	二、六八、五〇三	三、八〇、〇〇〇

長崎

上記の如く	五〇五、九七一	三四七、〇〇〇	八五二、九七一
合計	一、七二七、四六八	二、九八五、五〇三	四、七〇二、九七一

(M. Paske-Smith; Western barbarians in Japan and Formosa in Tokugawa days. 1930. Kobe Japan P.205—6)

幕末貨幣問題に關する若干の史料(中)(高橋)

余には次のやうなことが有りさうなこと、思はれる。即ち日本政府の行動はこの點に目標を置き而して一分銀の小判に對する以前の關係が舊に復する迄銀貨鑄造に對する鑄造料を増加する確固たる計畫があるのだらう。

若しさうだとすれば、日本の政府と外國商人との間の狡猾争ひ(若し余がかゝる表現をしてよいならば)がやがて始められるであらう。

外國一分銀即ち日本の造幣局から發行されたるものと類似し、外國に於て造られた一分銀を介入せしむる企ては既に着手され、しかも部分的に成功したとのことである。

(註) 贋造一分銀に關してはこの事實の有無についても甲乙論が有るやうであるが、既に古く安政六年八月十三日註日英國公使オールコックは書翰を我が外國奉行に送つて、當時『トルラル銀の不佳なるもの』及び『支那にて鑄て此地に持來れりと思へる壹分銀』の通用するを嘆いてゐる。(史料編纂所々藏英國往復御書翰) 降つて萬延元年六月條約上の引換を停止した直後の同年十月、既に當時長崎在留フランス通譯官メルメ・ド・カ

シモン (Mernet de Cachon 後に佛公使レオン・ロッシュ
着任後その股肱となつた) が、上海に於ける英國第一の商人デ
ントなる者が一分銀多數を偽造し、之を日本三港に廻送した事
を密告し、ドル引換を中止した事の害を説いて一分銀鑄造を盛
大にすべきことをすすめてゐる史料がある。

(續通信全覽類輯貨財門三七、貨幣ニ關スル雜件四件並附錄
英國商人御國貨幣贗造、カシヨン密告一件庚申十月)

これはかの守貞漫稿に『萬延二年に至リフランス人一分銀模造
のもの往々見レ之』(近世風俗志上、二一八頁)と記されてゐる
ものと對照して面白い史料と思はれる。

之等の貨幣の偽造は困難なことではなかつたら
うが併し乍ら不正に且つ祕密に造られた貨幣と云
ふものはその品質の點では保證の限りでない。外
國商人及び日本人の双方がこの胡魔化しを發見せ
ずには居なかつたらう。外國贗造貨幣の性質はど
うあらうとも、その贗造貨幣の輸入はさう何時迄
も發見されずにはゐる筈がない。そこで日本人は
多分土着貨幣の印なり形狀なりを新しくすること
によつて計畫の裏を搔く手段に出るだらう。不信

用と不安定は結果として必然である。

比等の觀察は余が前段陳べたる意見を確認する
ことになる。即ち、とかく苦情の起る通商上の不
便と障害に對する眞の前後策は、日本の造幣局に
於て一定した適度の費用で地金銀と交換に貨幣を
發行する規定を確立するにあらう。

他の諸國の通貨をば支配してゐる所の原則に順
應した組織に迄日本の通貨が調整せらるゝに至ら
ずしてはこの國との通商の満足すべき基礎は築か
れ得ぬであらう。

將來採用せらるべき價值の本位と云ふ問題は更
に重要性を有する。最近の情報によれば金貨の幣
制については余が以前想像して居つたよりもなほ
多くの難關に逢着せずやとの怖れを抱かしめるも
のである。

日本に於ける英國商人はこの金貨の問題につい
ては至つて無關心である。港に於ける通商は銀貨

及銅貨を以て行はれ、金はその場所ではたとへ交換の媒介として使はれたとしても稀である。

故に、他の諸國の銀貨幣制の如くに日本のそれを調整する事は簡単な目的であつたとの結論を下すことはさして不自然ではない。

併し乍らそれは余の前回報告に述べた購買力を減せられた一分銀の輸出の代りに金貨を獲得する事實及び日本に於ける現在の造幣施設の下に鑄造する爲にする金の再輸入の事實を以て看れば、外國商人が許されてゐる港に於て二つの金屬の貨幣が同時に流通せぬとは云へ、そこには價值と交換なる通常原則に倚賴する所の關係がその二つの金屬の貨幣の間に殘存する事は明白である。且又、恐らくその國內通商に於いて銀貨を以てしては取引はれない所の重要な用途には金貨が用ひられて居るのであらう。

必要を充すが爲とあればあらゆる御都合主義な

方策にもすがりつく程に、金の素質を低下することによつて起つた不便は眞に重大であつた。以前金で美しく裝飾されてゐた日本の種々の器具から金は剥ぎ取られてしまつた。而して、新に輸入された金は直に貨幣に鑄られて國內の大名達の許に送られてしまつたと余は聞いてゐる。

該國の異様な政策の下に爲され、多分一般的には限定されてゐるらしい金貨の用途は外國人には窺知出來ぬものらしい。

日本人に言はせれば我々には商業上の相互の利益を要求する權利はないと主張するだらうが、とも角も我々がそれを獲んと求めて居るこの際に於て、彼等の希望に適應し且つ彼等の習慣にくつくりと合ふ通貨の組織をば充分考量することなくして拋棄するが如きことは當然調査の手配がなさるべき要點である。

早々拜具

(署名) デー・アーブスノット

英國大藏省會議局議員各位

日本通貨に關する第三報告書

一八六三年五月二十八日

閣下

大藏省に於て

ルサフォード・オールコック卿の日本への歸任期も目睫の間に迫つたので余は更に余がこれ迄に獲たるかの國の通貨狀態に關する情報竝に余が該問題に關し取纏めんとしてゐる結論を閣下各位の御高覽に供するを以て至當なりとする。

之等の結論にして若し今後採るべき行動の方針に關し、余が以前の報告に於て爲した勸告と聊かなりとも相異する所があつたとするならば、閣下各位は余の推論が甚だもつて不確實なる資料に基いて居ると思考せられるであらうし、せいせい貨

幣學の普通な原理を目前の事實に適用することから當然生まれて來る結果を指摘したに過ぎぬ位に思考せられるであらう。

併し乍ら該國の通貨を左右する所の事情たるや甚しく多様にして且つその細部は屢々甚しく複雑し居り、些かの事實の隱蔽乃至不正確は明白なる考察をも攪亂に墮るゝこと一再ならずとしない。若しこれが、通貨がより良く認められた規則の下に取締られてゐる國に起つた場合よりも、日本のやうに通貨の組織が單純でさつぱり判らない國に起つた場合は最も甚しからねばならぬ。

一國の通貨の適當なる調整を判斷するに當つては又多くの注意が拂はねばならぬもので、失策を是正せんとする企てに於ては新たな難問題を惹起することがあるものである。

商業取引は彼等をして甚しく急速に幣制を改革する手段を採らしめてしまつた。その幣制改革た

るやそれが如何に理論的に正しくとも取引を混亂せしむる事に於ては、現行組織がそれ自身不備であつてもそれを默過することから起るであらう所の弊害よりは更に多くの弊害を實際的には引起すであらう。

余は日本に於いて貿易をしてゐる英國商人達と相談する機會を有つたが、その英國商人達は彼等自身の経験の結果を余に與へて呉れた。しかしその経験たるや大部分が彼等個人々々の商業取引に局限されて居て、日本の通貨の詳細に關する彼等の情報なるものは屢々矛盾して居り且つ全體に於て不完全極まるものであつた。とは云へ、一の特筆すべき例外としては、ドルに振り當てられた價值の區々なことが日本政府の無定見なる方策とその役人の私利を營む計略とに歸する事に彼等が一致して居ることであつた。

前回の報告に於て、余は頻々と主張した假定の

下にあまりに輕々しく默認をしてはゐなかつたかと危惧する次第である。最近の情報は余をして、疑惑と云ふものはそれが事實に基いて認識される迄は證據を得ない限り解決されるものではないと考へしむるやうになつた。

英蘭銀行の前總裁が、日本に數箇の支店を有する支那にある英國商館の一つと關係を有する勤勉なる一フランス紳士と爲したる所の會談の顛末を余に通告して寄越した覺書の中に次のやうなことが記されてあつた。「日本の通貨の中で一分銀は支那に於ける兩 (Tiao) と同じ働きを爲して居るやうに見える。しかし乍ら日本に於ける一分銀の數量は急激に進展したる商取引と平行してゐない」又曰く、「商人達は彼等の日常の取引例へば賃銀、家計費、肉屋、パン屋等への支拂として一分銀のみを使はねばならぬ、そして若しもドルを渡したならば、本質價值は一〇〇ドルに對して一

分銀三一一個であるにも拘らず、その人々は一〇〇ドルについて一分銀二一〇個の公定相場にしか取らない。

以上の如き苦情を商人達は言ひ度く感じてゐる。そしてこれは絶へず悪化しつゝある。何故ならば日本の造幣局は不可能なのか作爲的にかともかく要求に歩調を合せない。僅々外國商人に一日各々一分銀を只の十個寄越すのみである。かくては、日本政府はその本質價值の三分ノ二でドルを購入するに等しき利益を目論んでゐるのではあるまいか、との微かな疑ひが起る。

余は上記の箇條を、持ち出されたる苦情の明快な説明を含むものとしてこゝに提出する。なほ、造幣局よりの一分銀の供給に制限を加ふる如き事實は、それがどうあらうとも、直ちに、日本の造幣規定に於ては只利益のみが日本政府の唯一の目的なのだと思はれても仕方がなくはないかと云ふ

疑問を念頭に浮ばしめる。

たしかに若しも利益のみが目的であつたならば貨幣の交換に制限を加ふるが如きは手段の當を得たものではなかつたらう。こゝは、日本の造幣局が無力で一分銀の需要に歩調を合せてそれを供給することが出来ないのだと云ふことを事實として認めることが推論的にも理論的にも、もつと辻褄が合ふであらう。

若しもこれが事實ならば問題の全貌に新なる光明を注ぎ、而して前述の所感に實際的裏書を與へるものである。

日本の造幣局は他の造幣局より以上に異常の壓力に耐え得られねばならぬなどと推測するが如きは妥當ではない。

我々の良く調整された通貨に於てさへも、王立造幣局が貨幣の供給の爲にその全能力を殆ど超過して供給に専念せしめらるゝことも一再ならずと

しない。

若し斯様な事態が起つたとすれば一定の價值の貨幣を造るのには金よりも銀の方がずっと過重の活動を造幣局に強ふるのである以上、クレヂットの適用がごくすらくと運ぶ迄に發達して居り、金が交換の仲介金屬となつてゐる國に於ける場合に於ては、主として金屬即ち銀を使用してゐる國の場合よりも、かうした困難に對する責任は當然より大きいものである。

特筆すべき適切なる事例を引いてこゝに參考に供しよう。

印度の造幣局程事業がうまく營まれてゐる所は他にはない。併し乍ら、一八五七年度に於て異常なる商業上の必要に應ずるに充分なる貨幣を造幣局が供給し得なかつたことに基因してボンベイに商業的恐慌が捲き起つた。

ボンベイの造幣局は一日に最大能力を發揮して

十五萬ルーピーの貨幣を造る能力しかない所へ一八五七年の半ばに於ては一日に銀にして三十萬ルーピーの割合に當る程の輸入があつた。ボンベイ當局はその時に銀塊引換證の期限を二十日であるべき所を五十日に延期するの臨時手段を採つた。割引率は五月十一日には民間手形には七パーセント、政府手形では四パーセントであつたが、徐々に上昇して七月一日には前者には十二パーセント後者には九パーセントを唱へるに至つた。この重壓は十一月の半ば迄も繼續した。

同様の重壓が最近十二月にボンベイの造幣局に起つた。それは、棉花購入の支拂として、百五十萬磅をば降らぬ價值の金銀塊を輸入した爲である。そこで政府は貨幣鑄造の過大な要求から來る困難事を除去する爲に非常手段を採らねばならなかつた。

ボンベイに於て例外的恐慌の原因となつた所の

ものが日本に於ける開港場の平常状態となつてゐるものゝやうである。

新なる外國貿易の必要は、政府が言つて居るやうに流通貨幣を供給する造幣局の能力を超過してドルの不斷の流入を惹き起したのである。ドルは日本人にとつて地銀である。今更になつて條約の條件の下に、日本の貨幣と同量で外國貨幣を流通せしめることの認容の問題を論じた所で何の役にも立たぬ。

輸入された貨幣は主として國內に於ける絹の買入の爲に要求されてゐる。積極的威力を發揮して貿易港に於ける支拂にドルの收受を強請することが確定したとしても、如何なる外國列強と雖も國內に於てその國の人に不案内なものゝ流通を強請することは出来ない。

若しも横濱に於ける日本商人が、彼等の品物に對する支拂に當り、或る一定したる率によつてド

ルを受取ることを餘儀なくされたならば、現在外國商人が當面して居る所のドルを一分銀に變える事の困難が日本商人に振り替へられるであらう。そして疑もなく、彼等の品物を普通よりも値上げして彼等の損失を埋め合せるであらう。

斯様であるから、市場に於ける日々の取引に於ては尙更、外國貨幣に對して彼等の品物を賣つて損のないやうに彼等の勝手に自衛手段を講じさせて置くよりも、一分銀に對するドルの流通價值がその時々、貿易交換によつて一定され且つ固定される方が外國人居住者にとつて恐らくはより少い不利で済むであらう。

故にこの問題に利害關係のある人々の抱懷してゐる見解に反するかも知れないが、次の如き意見が公正なるものとして成立ちはせぬだらうか。即ち結局に於て、ドルに對する當面の通貨を名義上の額面以下で與へる所の取極が外國商人の取引に

利便を與へる最上のものではなからうか、それが漸て日本に於ける彼等の商賣の奇妙なる状態に適應するのではあるまいか。

余は、通貨の問題に關し日本政府のやり口に對する全般的告發に一つの特筆すべき例外がある事を既述した。

余は港が最初開かれた當時から最近迄日本で商賣をしてゐた有力なる英國商館の一員と彼が日本へ歸る前夜、會談を遂げるの機會を有した。

この紳士は日本の言語を諒解する利便を有した。而して余が普通會ふ人々よりも彼の方が日本人の制度並に習慣に關し多くの情報を有つてゐることを知つた。

通貨問題に絡む彼の商人としての利害は日本に於ける他の商人の利害關係に優るとも劣らざるものに違ひない。さて彼は陳べて言ふ、該國の通貨に關する現在の取極に何等不滿を主張する餘地が

ない、と。彼のこの意見は商業關係者の有力なる部分の代表者の意見として受諾することが出来るであらう。

彼は日本の造幣局が需要に平行する度けの造幣能力がないと云ふ事實を認めると共に、一分銀に關聯したドルの購買力の減價は爲替手形の取引がない故に外國貨幣につけられて居る相場によつて示されてゐる貿易交換の状態の自然的結果であると考へてゐる。

彼自身の經驗の結果として詳細に説明する所に據れば、生絲を購入する契約を結ぶには支拂に充つべきドルの交換相場を當事者の間で取極めてその基礎に於て取引が完結され、かくしてドルが日本商人によつて受取られて居るとのことであつた。

彼の考察に據れば、この手筈を踏めば、先づ日本商人は第一に渡されたドルに對して彼が得る

ことの出来る一分銀の數量を頭に置き、第二にその一分銀で彼自身相當儲けて國內で買ひ集め得べき生絲の數量を計算して取引するのであり、一方歐洲商人としてはその生絲に對して彼が拂つて引合ふ度けのドルの數を單純に考察する事によつて取極められるからこの間には何等の瞞着も施し得ないのである。この種の取引の結果として諸港に於けるドルの流通は交易の状態により支配され、一分銀はその日／＼の相場によつて常にドルと交換されてゐる。

余に情報を齎して呉れたその紳士は、關係双方の交互の各自の利益の爲に能率的作用を確保してゐる所の組織に容喙することに對し切實に不贊成を唱へてゐた。

彼の見解に據れば日本政府の行動は貿易業者の行動に追隨し且つ便宜づけて居るのである。

この見解は注意を要すべきものである。何故な

れば、たとひ日本の如くに支配されてゐる國に於ては人々の行動を以て彼等の支配者の行動とは全然別個獨立して居るものと考へることは不可能であるとは云へ、政府と貿易業者の共同動作は一般に想像されてゐるよりも貿易政策に於て更に重きを置かれてゐるであらう事は當然すぎる程のことである。

併し、高い造幣料を課せられた爲に一分銀とドルとの交換につけられた相場に關しては余の見る所では外國商人が蒙つた不利益は口で言ふ程さう大きなものではないと思ふ。鑄造税乃至造幣料の結果は貴金屬の本質的含有の價值以上に、造られた貨幣の交換に於ける流通價值を上昇せしめるものだ。

實例としては、印度に於ては銀の造幣料は二バーセントであるが、輸入業者は百ルーピーの重量及び純度の銀に對する交換に於て九十八ルーピー

を受取るのである。

ロンドン商人は、印度銀を輸出するのと印度へ充てた爲替手形を買入れるのとどちらが最も有利であるかと考へる場合、この造幣料を運賃、保険料及び利息に追加して勘定に入れてゐる。

地銀を現送する方がその費用を入れてもなほ有利な程に或國との實際の爲替相場が大英國に不利である時にはそれは歐洲に於けるよりも印度に於ける方がその價值がより大きい時に引續き起るもので、若しもその現送と造幣とが大英國と印度との間に於ける通商の平衡を恢復したならば造幣された貨幣は印度に於て未造幣地銀に二パーセント増しの價值に當るものとして通用するであらう。

この人爲的價值は、その貨幣を再輸出すること
が有利となる以前に爲替相場の變動によつて必ずやなくなつてしまふだらう。そして、造幣料の結果、爲替の限界は貴金屬の輸入又は輸出を左右す

る他の考量が生ずる以前に百の額面の上か下かに百分ノ二の範圍に波動するであらう。

これらの觀察は陳腐である。しかしこれらの觀察にして誤りなければ、貨幣鑄造税或は造幣費用の額がいくらだらうと鑄造された貨幣は發行されると同時に交換に於てその貨幣の有つ貴金屬の本質的含有よりもその造幣費と同額だけ餘分の價值を有つことになる、と云ふ結論に到達するやうに思はれる。

一八五五年度に於て、ナポリの前政府は造幣局の規定に干渉して造幣費用を約十パーセントに引上げさせた。

これらの處置は急激且つ勝手な遣方故變化を來さしめ、爲に激烈な不満を爆發させた。これらは物價と契約とを混亂せしめ、該國に於ける金錢上の内面的關係をも動搖させた。併し乍ら外國貿易に關する限りに於て、その結果は、その當座は被

害を蒙つたが一時的のものであつた。

難關は、爲替手形の活用によつてナポリの通貨に於ける地金銀の價值を變更する方法により彼等自身を防衛した商人達に依つて漸く平常に復された。

若しもその時に十パーセントの新しい造幣料が歐洲に於て一時的の不便及び損害によつて惹起された災厄よりも外國貿易に及ぼす害毒が上に出なかつたならば、日本政府によつて課せられた三十パーセントが同様に外國商人の算定に於て承認され設定されてはならぬと云ふ理由は毫も有り得ないではないか。

ドルは有利に利用されるのでなければ日本へは送られないだらう。商人の競争はこれ以上だと自分達の儲けがなくなると云ふギリ／＼迄日本製品の値を上げることになるだらう。日本人はその極限以上の値を外國人に對して強請するわけにはゆ

かない。

纏りの良い政府をばその造幣料を適當な限度に制限するやうに導くには、通貨がその本質的價值と云ふ堅實な基礎を遙かにかけはなれると品位が下落する危険があると云ふことを考慮させれば合點がゆくのだ。

余は前回の報告に於て造幣料が過大である事に基因する贗造の危険について既述した。而して、時至つて日本の海外貿易が進展し、物産の交換が確立したならば、日本政府は歐洲の貿易が取行はれてゐる原則に貨幣制度を適應せしむる事の有利なる事に氣が付くに違ひない。

實に、日本の如く輸入されたる正貨の數量及び貨幣に對する公衆の要求に應じて常に變化する銀の造幣局値段についての一般概念は、我々が貨幣の規定として確固たる原則であると考へてゐる所のものとは全然反對であると云ふ事を認めねばな

らない。

併し乍ら、日本通貨に影響する事情は特異である。

ナポリの場合に於けるが如く歐洲の政府の場合には正當な造幣費用を超えた新しい造幣料を急激に且つ自儘に賦課する事によつて収入を増すの便宜に頼るの結果は、現行取引の基礎となつてゐる貨幣制度を攪亂し、而して通貨の價值を増大する事により借方の利益を侵害するの結果を招くのみである。

日本の場合に於ては、豫想し得る弊害は該國の貨幣制度に新しき要素を介入せしむることにより貸方の利益に害毒を及ぼすのである。即ち流通して居る仲介物の量を不合理に増加し、それによつてその價值を低下せしめ延いては通常定價を引上げることになり、かくて契約に被害を與へる結果となるのである。

該國に於ける高い造幣料の賦課は現行貨幣制度を攪亂するの結果とはならぬであらう。それはむしろ大局から觀れば、急速に進歩しつゝある國の眞の利益に反すると考へらるゝ所の行動に對し有益な抑制として作用するであらう。(特權階級の立場に關する全ての問題はさておき)

貴金屬と云ふものは商業の方法たる以外に國の實際の富力を増すものではない。日本へ銀を送りこれによつてその國內通商が必要とする以上に流通仲介物を増加したからと云つてその國が一般に富まされる譯ではない。

利益の新たなる分配は唯一の直接的な結果である。階級間の利害關係の衝突は外國貿易の自然の發展によつてさへ生ずる傾向のあるものであるがそれは更に有害的に速度を増すであらう。そこには歐洲人と通商關係を開拓せんとする日本住民の大部分の意向があるらしい。

若しも外國貿易が日本に於て足場を作り得たならば、それは日本人の社會的慣習に大きな變化を來さしめるに違ひない。

利益は産業階級の手流れ込むであらうし支配階級の獨占的特權は多分その根抵を危ふくするであらう。

その變更が我々の接觸する所の人々に利益を齎らさん事を希望して止まぬものであると共に、その希望たるや我々の商業の伸張により我々の國に恆久的利益を豫期せしめ得るものでなければならぬ。併し乍ら斯様な結果を齎すには多くの忍耐を必要とし、只その國人の偏見に對する多くの寛容を必要とする。

歐洲人の見解により早計にも該國の通貨の組織に變更を強ふる如きは明白に馬鹿げたことである。條約第十條の施行によつて得たる經驗ある以上、それは疑もなく日本人により疑惑の眼を以て

判斷されるであらう。

英國に於て正貨一磅の値打と云ふ簡單な事が國民大衆に明白になつたのは多年の激しい論戰の基礎を経てはじめて出來上つたものであるといふことを忘れてはならない。

異つた概念の下に育くまれ、甚だ利にさとい日本人が立所に我々商人の見解が明朗であつて私利私慾を營むものではないと納得がゆくであらうなると豫期することは先づ難しい。そして他方に於て我々がその件に於て相談役たるの資格を引受けても大丈夫になる迄は、日本の通貨が運行される所の原則に關して多くの情報が必要とすることは勿論である。

こゝに於てか殘されたる問題は日本政府によつて提議せられ、而して當大藏省に照會せられた案件を考察することである。

英國商人との會談の中で、余が第一報告に書い

ておいた如き條約第十條の最初の結果はあつけない否認されてしまつた。

彼等は、日本がその金を掠奪された行爲は既に過ぎ去つた事實で現在の通貨の狀態に何等影響はないと看做してしまつてゐるらしい。

余の怖ろしいのは、日本人の頭に残されてゐるその印象はそんな一時的なものではあるまいと云ふことである。而して余は英國政府が他の條約列強との協力の下に大君政府と公正に折衝する用意ある事を明示するの最初の好機會をとる事が望ましい事であらうと思ふ。

余の前回の報告に陳べた通り外交官及領事館員が百ドルに對し一分銀三百十一個の割合で造幣局からドルと引換に一定額の一分銀を受取ることを許されてゐる取極の即時放棄をする事によつて必ずや日本人により我々の態度が看取されるであらう。

余思ふに通貨問題の最終的解決についての考慮の繼續中、六ヶ月毎に繰り反す一時的取極をするほかあるまい。併し乍ら手始めの取極を採用するにつき如何なる理由が存在しようとも余が一般問題を論議してゐるその根據に於て此等の官吏が商業的交換により供給されるよりも遙かに超えた値打に彼等のドルを交換し得ると云ふことに辯護し難い有利な地位を獲得することゝ思はれる。

この件に於て通商領事 (trading consul) に與へられた特權よりする日本に在る英國並に他の外國商人に對する當面の偏見は些細なことである。併し乍ら苦情の全ての根據を除去すると共に外交官及び領事館員を商業關係者及び日本人の双方から受ける疑惑の外に置くことが望ましい事である。

これらの見地に於て、該取極が破棄さるべき事が望ましい事である。而して余はこゝに、一般的通貨問題の解決に對する將來の處置を介意せず、

條約の第十條の條項の事實上若しくは明言されたる廢棄との關係に於てこの手段が採られねばならぬと云ふ事を提言するものである。

ルサフォード・オールコック卿により了解されたり、日本政府によつて前回爲されたる提案は次の如くである。即ち彼等は條約列強の一齊同意の下に現在の一分銀に含有されてゐる銀の量の三倍を含有する新しい貨幣を一分と云ふ名稱で發行する。斯様にしてメキシコドルの價值迄本質的に引上げ、そして結果としては現在の一分銀の四個に本質的に値して居る所の小判をば提案された新しい一分銀の四分と云ふ高い價を表はす補助貨の變つた性質に引下げることになる。

*即ち、同じことになる譯だが、一分銀の半分が各々現在の一分銀よりも半分だけより多くの銀を含んでゐることなのである。(原書註)

商業的交換に於てつけられた價值でドルに對し

通貨を與へる行爲は日本政府の立場から變へられるかもしれない、例の提議も全然失敗に歸すると云ふことも有りさうなものではない。併し提議された基礎の上にか或は又何か他の基礎の上にか通貨問題の安定の爲公式の交渉を開始する場合の方式に關し、英國使節が本國政府からの訓令を與へられることが望ましい。

補助貨としての金貨の流通が銀貨の高い價值を表す如き左様にいかゞはしい組織の採用に英國政府が同意を與へるやうな破目に墜することは賢明でないと思はれる。

日本人はその特異なる規定により彼等自身の目的の爲にかゝる組織を施行せしむるであらう事は實際に可能である。而して余は、該國の内部的流通に關し大君政府が採用する如何なる取極にも、それが外國人の行動を妨害する明白なる意圖の下に爲されて居るに非ざる限り、條約列強としては

國際法に矛盾せざる如何なる論據によつて之に反對し得るやを發見し得ないのである。

他方に於ては、如何なる方法に於ても、充分の理解もなく又外國貿易の自由に牴觸して目的の爲にひそかに計畫をめぐらすやうな態度に同意を示すことは明らかに不得策であらう。

補助貨なるものは交換に於て與へられたる價值の代りをするものであつて補助貨そのものは本質的には與へられた價值を有つて居らぬ。

されば、聯合王國 (United Kingdom) の銀貨及び銅貨は、交換に於てそれ等が代りをする金額よりは尠い金屬の分量を含有して流通してゐる。即ち銀、銅貨それ自身の本質的價值を基礎とせず、單に磅貨のはしたな部分を代表する爲に流通して居る。

斯くて亦、英蘭銀行紙幣は本質的價值なくして磅貨の法定代表物である。

かく検討し來れば補助貨、銀行紙幣いづれもその人爲的價值は流通に於ける額の限度を定める事によつて維持されて居ることがお判りになるであらう。

補助貨の場合には制限はそれらが法貨として、支拂はれる額を限定することによつて爲され、銀行紙幣の場合には制限は、要求に應ずるだけの兌換が可能であること及び地銀と引換でなければ追加紙幣を發行することを阻む限定によつて維持される。

金を以て構成した補助貨の流通は交換に於てそれよりも劣等な金屬でそれと同價值のものよりもつと大きな價值を代表するものであるから補助貨が普通發行される場合の目的である便宜と云ふ目的には副ひ難い。歐洲の經驗が役に立つものとするれば該提案は不當でなければ的外れである。併し乍らそれは日本に於ては實現不可能であらう

と云ふ事にはならない。

計畫の實行性は、日本政府が把持するであらう所の權力即ち流通せしむべき金貨の量を制限し且つその用途の限界を明かにし得べき力如何に懸つてゐる。

我々の商人の間に廣く行はれてゐる意見は、金は日本の通貨の重要な要素を爲さず、外國貿易の利害は銀貨の状態によつてのみ影響される、と云ふにあるらしい。

これは實際であるかもしれぬ。併し乍ら金銀兩貨幣間に於ける密接なる關係は、金貨が買ひ占められて了つたらドルと引換に一分銀を骨を折つて手に入れたと云ふ事に依つてその實在が證明される。而して問題の全ては、その通貨の状態とか日本政府の眞意那邊に在りやと云ふ事とか、そのいずれに關しても、該問題に明きりした判定もまだ出來て居らぬやうな朦朧とした有様である。

銅貨即ち錢が余の最初想像して居つたよりも日本の通貨組織に於て重要な地歩を占めて居るやうに思はれる。而して一般問題に關し日本政府より更に何等かの提案ありし場合にはこの副次的通貨の條件につき注意が拂はれなくてはならぬ。

余は第一報告に於て明快なる推理に立脚したる知識により次の如き事を記載しておいた。即ち、銅貨は條約締結以前よりその本質的價值に於て日本で通用して居つた事、一分銀の減價の結果銅貨は銀貨に比してその名目的價值が引上げられた事、及び更にこの結果を中和し銅貨の輸出による想像し得べき結果を豫防せんが爲に日本政府は通貨の中から銅貨を回收してそれに代ふるに鐵貨を以てしたと云ふ事、である。

余の許に寄せられた更に詳細の説明はたとへこの陳述を論駁する目的で提出されたものでも、大體に於てこれが正確であることを證明する傾向に

ある。

東洋の通貨中、錢を以て充當せられて居る部分即ち *money* の意義を明らかにする事は難しい。

支那に於てはそれが唯一の鑄造された貨幣であつて、その資格で小賣商業、賃銀の支拂等に用ひられてゐる。故に人々の日々の取引に於ける物價を直接に指示するものである。

さり乍らそれを大口の支拂に使用することは金屬の嵩がこれを妨げるが故にそれが流通には自らの限度がある。

銅は商品の一種としてはその値段が大きな變動を起し勝ちなものであるから、價値を代表するものとしての錢は通貨に於ては甚だ不安定な地位に在る。而して貨幣としての錢の價値は銀の値に應じて一段とはげしく波動する。その銀は支那に於ては交換の更に高い仲介物を成して居り、それ故に價値の實際の單位となつて居る。

商取引の一般仲介物としての錢は、支那に於けるその如く、日本の通貨に於て同様の地位を占めて居るものと思はれる。只その異なる所はその交換に於ける價値が二國に於て確められる所の原則に明かである。

支那に於ては銀に對する錢の價値が二金屬の商業價格の變動の後に續くのである。

日本に於ては錢は通貨の込み入つた組織の一部を形成してゐる。而してその錢のお金としての價値は支那の錢とは相似たものでないと云ふ事を我々は合衆國の使節との交渉の當初に於て發見した。

二國の代表者の間に論議に上つた問題は彼等の銀貨が各自示す所の錢の數の點にあつた。

アメリカ人は、ドルが本質的に一分銀三個の値打有るが故にドルは一分銀が通用する時の錢の額の三倍を示さねばならぬ、と力説した。

それは地方に於て日本當事者に依り以下の如く應酬された。即ち、一分銀といふものは彼等の通貨組織に於てそれに含まれたる銀の量に相當する以上の價值を示して居るのである。亦、ドルは僅かに支那錢千二百五十個に等しいのであるからドルが日本通貨に於て錢千六百個に評價されてゐる事に反對する理由はないではないか。しかも日本の錢は日本人が自ら誇つて居る如く支那錢よりも良質なのである。

以上が日本人による應酬である

銀通貨に關する歸着點は明かとなつた。しかし流通銅貨に對する一分銀の減價の結果は明瞭に諒解されたとは思はれない。

鐵貨の發行が最近増加せられて居るらしいにも拘らず、その金屬の鑄造は日本通貨に於ては何等新しい現象ではないと言はれてゐる。而して銅貨の鑄造が中止せられたる後、錢九十六個の價の新

しい銅貨が「天保」と呼ばれ、十六個で一分銀に當るものが發行されてゐる。

故に減價されたる一分銀は、それが論争されてゐる如く、なほ千五百個乃至千六百個の銅錢を代表してゐる。そしてドルはその日の商業的交換に於て一分銀に釣合つてゐる錢の量を代表してゐる。

聞く所によれば、實際にはドルの相場を定めるにはその價值の算定は錢で表はされてゐるさうである。

されば、一分銀三百十個が百ドルの對價として造幣局から引渡された時は日本の商人との交渉は百ドルに對して錢三十三萬五千個を以てする基礎に於て取扱はれ、日本の慣習を吞み込んでゐる外國商人はそれが流通する錢の量で彼のドルの價を見積る事を覺えてゐる。

錢は日本人の氣持では價值の單位なのである。

しからば問題はその價值とは何かと云ふことになる。

支那及び日本のそれらの銅貨の價值の相異は條約施行以前に於ては多分日本に於いて國產銅が豊富であつた事に因つて生じたものであらう。

條約第十條の下に細心に主張して譲らなかつた銅の輸出禁止は、それが比較的安價なる事がそれが商品の一種として取り扱はれる大きな動機を與へて居り、これは夙に政府の防止せんと力めて居るものであることを明らかに示してゐる。

通貨中より銅貨を回收せる以後は、鐵貨並びに多くの名稱を附せられた紙幣が錢五乃至八百に位附けられて日本の銅貨の補助として長い間流通してゐたに拘らず、政府が今や銅貨の發行を中止してしまつて居る事に對し異議を陳べ立てられたやうには見えない。

一分銀の十六分の一或は錢九十六を代表する天

保錢 (tempo) の流通は最初はこの作用に對し反

作用をなす形勢が見えた。しかし天保錢に含まれてゐる銅の量が僅かに舊銅貨の約十個分^{*}しかないことが判つた。

* 余はこゝに天保錢の分析表に對し造幣局長より提出されたる報告書を添附する。(原書註)

この新しい貨幣は實際に於て單なる補助貨であつて、宛かも英國のペニーがシリングの端數を表示するのと同様に一分銀の端數を表示してゐることになる。

問題のこの部分は明快に了解して置かれねばならぬと云ふことは仲々以て重要である。何故ならば銀通貨の變更が流通錢貨對ドルの關係に影響が有るからである。

若しも一分銀の本質的價值がその現在量の三倍に引上げられ而してその價值に於て引上げられた一分銀に對する流通錢千六百の比率がなほ維持さ

れるならば、錢の購買力は數量が制限されて居るのならその現額の三倍迄増加し且亦現在交換に於て錢三千三百六十を表示してゐるドルは僅かに錢千百二十を表示することになるだらう。

さり乍ら錢はその性質が變へられたにも拘らず日本に於ける價值の一般向きの單位として引續くが故に以下の如き事が可能である。即ち錢の流通價值のあまりはげしい變動は現行取引に重大なる混亂を及ぼさずには置かぬであらう。而して商業の活動が通貨の變化に基因するどんな混亂に對してもこれを矯正するやうになるであらうとは言ふものゝ、我々の商人の利益に有害なる當面の不便は、疑もなく、趣旨のはつきり呑み込めぬどんな方策を以てしても續發するのであらう。

今後解決すべき問題は難事の一つであらう。即ちそれは問題が日本人自身の利益に影響ありと思惟されるか、それとも彼等と取引する人々の利害

に關するものか、と云ふ事である。

彼等の通貨の人爲的組織は遅かれ速かれ外國貿易の發展の下に打破さるゝに違ひないと余は想像する。併し乍ら自然な組織への移行は安易な過程を示さぬのであり、新たな紛叫の到來を防ぐ爲には警戒の眼を怠つてはならない。

差し當り我々の商人の利益に關する限りに於て拙速なる變更は慎まねばならぬ。

商業の平穩な活動は自然に任せて置けば双方當事者の利益に牴觸するであらう所の不規則を是正するやうにならう。而して問題の満足なる解決への道を指示するであらう。

現在に於ては充分なる情報をこそが必要とされるのである。而して英國使節としては英國政府に照合する事なく、提案されるかもしれぬ方策の性質につき詳細の點迄報告を提出してその決定をもとめることもなく、豫知し得べき結果に關し到達

し得べき最良の情報とてもなくしては通貨問題の取極につき日本政府より爲されたるいかなる提案にも決定的な意見を與へることを差控へるのが恐らくは最も安全な將來の方針であらう。早々拜具

(署名)

デー・アーブスノット

英國大藏省會議局議員各位

一八六三年五月二十三日

王立造幣局に於て

閣下

最近造られた日本の銅貨で「天保」と呼ばれるもの、分析の結果を貴下に報告するの光榮を有する。二個の雛形の重量は三二四・六四グレイン竝に三〇九・〇六グレイン(該雛形は返送済)即ち平均重量三一六・八五グレイン即ち常衝(avoidupois)にて〇・〇四五二五封度。

百分比左の如し。

銅	八・一
錫	九
鉛	十
合計	百

調合は鑄造をうまくする目的で組成されて居り彫像用のブロンズの配合に近い。

前回の支那錢の分析の如く銅及錫の價值を一噸百磅とし鉛を一噸二〇磅として計算する時は、この日本貨幣の本質價值は一噸につき九十二磅に當る。

天保錢一個の本質價值は〇・四四六〇片^{ベンス}、即ち大略半片^{ベンス}の十分の九に當る。早々拜具

(署名)

トーマス・グラハム

附言——支那の前皇帝の錢一千個の本質價值を上記の日本の天保錢の如く算定する時は四志六片^{ベンス}となる。

一八六一年五月ロビンソン總督の報告に據れば香港に於ては支那錢はメキシコドル一個に對し九七〇の率を以て流通せる由なり。

メキシコドルを四志二片とすれば支那錢一千個は四志三片 $\frac{1}{2}$ の値打となる。

支那錢一千個の本質價值を四志四片 $\frac{1}{4}$ としては

支那錢 一個……〇・〇五四二五片

同 十個……〇・五四二五片

同 百個……〇・五四二五片

天保錢一個 $\frac{0.446}{0.05425}$ 〓 支那錢八・二二二個

金屬の純度のより高き事並びに日本の天保錢の技術の優秀を以て看るに、それは殆ど支那錢以上に評價される資格有るべし

デョウヂ・アーブスノット殿
及各位

T・G・

譯者附記

一、先號拙稿(上)中分析表に於ける品位の欄に見えたB及びWの略號は譯者の淺學の爲め、譯はおろかその説明をも施す事が出来なかつた。譯者としてはその後も之が解決に空しき努力を繰り返して居つたが、はしなくも先日學生時代よりお世話になつてゐる日本貨幣史の權威遠藤佐々喜先生をお訪ねした際、同氏の御子息遠藤春雄氏より Commercial Class books に左の如くこれの説明のあることを御示教をいただいた。こゝに厚く感謝の意を表する。

『銀純度の英國標準はトロイ衡十二オンス中に純銀十一オンス二ペニウエイト即ち四〇分の三七(二四〇分の二二二)で千分中の九二五を表示する。』

分析に於てはオンス、ペニウエイト、及び半ペニウエイトが用ひられるか或はオンスとその十進法が用ひられるかである。

銀の純度は標準の二二二よりも何ペニウエイト優る“(better)” (B) にか劣る“(worse)” (W) にかによつて記載される。

されば純銀はB一八、純度九〇〇(千分ノ)の銀はW6である。』

二、前號拙稿中一五五頁下段六行目『尨大なる帝國(大英)内に……』の(大英)は譯者の輕卒なる附記であつた。讀者諸氏にこれを抹消する手數をおかけすることをお詫びする。